

平成 29 年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱  
(量産化支援事業)

(目的及び交付)

第 1 条 公益財団法人山形県産業技術振興機構（以下「機構」という。）は、本県における有機エレクトロニクス関連産業の集積を図るため、県内企業が有機エレクトロニクス製品の量産化事業に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象事業及び経費)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び事業実施主体は、別表 1 に定めるものとし、補助対象となる経費は当該事業を行うために必要な経費であって別表 2 に掲げるものとする。

(交付申請)

第 3 条 補助金の申請は、交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第 4 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は、第 2 条に規定する事業区分対象経費額の経費区分ごとの配分を 2 割を超えて変更する場合以外の変更とする。

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、補助事業の変更について機構の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

3 規則第 7 条第 1 項第 3 号の規定により、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(補助事業等実績報告)

第 5 条 補助事業の実績報告書（様式第 4 号）の提出期限は、事業が完了した日から起算して 1 か月経過した日又は平成 30 年 2 月 28 日のいずれか早い日までとし、関係書類を添付して提出しなければならない。

- 2 補助事業者等は、実績報告書の提出に当たり、第3条第2項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告（様式第5号）しなければならない。

#### （補助金の経理等）

第6条 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （財産処分の制限）

第7条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具を機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を機構に納付した場合、若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は当該耐用年数の範囲内で別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者等が前項に規定する承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を提出してあらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- 3 機構は、前項の承認をした補助事業者等に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者等に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

#### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年5月1日より施行する。

別表1（補助対象事業）

事業区分	事業内容	実施主体	実施主体への補助率	実施主体への補助上限額
量産化支援	○量産（同一の製品を100個以上生産することをいう。以下同じ。）に必要な金型や部材調達の費用の一部を支援することにより、有機EL照明製品の量産化を促進するもの。	県内企業（複数の県内企業で構成するグループを含む。） ただし、備考に掲げる条件を満たす場合、県外に本社を有する企業（以下「県外企業」という。）を県内企業とみなすものとする。	2/3 以内	2,000 千円

備考

- 次のいずれかの条件を満たす場合、県外企業を県内企業とみなすものとする。
- ・ 県内に登記された事業所を有する県外企業が、当該事業所において本事業を実施する場合
  - ・ 補助翌年度までに、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター内又はその近隣地域に、新たに登記された事業所（研究所など）を開設し、社員3名以上を常勤（補助翌年度から少なくとも5年間は3名以上を常駐させること）させる場合

別表2（補助対象経費）

事業区分	対象経費
量産化支援	補助事業者が有機EL照明製品を量産する場合に、将来的な製品製造コストの低減を実現するために必要となる次の経費 (1) 金型の製作又は購入の経費 (2) 材料費 (3) 外注費 (4) その他量産に必要なものと認められる経費

公益財団法人山形県産業技術振興機構  
理事長 結城章夫 殿

(補助事業者)  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者役職・氏名  
電話番号

印

平成29年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金（量産化支援事業）  
交付申請書

平成29年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称

2 添付書類

- ・事業計画書（別紙1）
- ・補助事業費内訳（別紙2）
- ・事業スケジュール（別紙3）
- ・参加企業の概要（別紙4）

公益財団法人山形県産業技術振興機構  
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者役職・氏名  
電話番号

印

平成29年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金  
(量産化支援事業) 事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり(経費の配分・事業内容・補助金額)を変更したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号及び平成29年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により申請します。

記

- |   |            |     |   |
|---|------------|-----|---|
| 1 | 補助事業に要する経費 | 変更前 | 円 |
|   |            | 変更後 | 円 |
| 2 | 補助申請額      | 変更前 | 円 |
|   |            | 変更後 | 円 |
| 3 | 変更内容       |     |   |
| 4 | 変更理由       |     |   |
| 5 | 添付書類       |     |   |
|   | ①事業計画書     |     |   |
|   | ②その他参考資料   |     |   |

(注) 添付書類①は、変更前後の明記・新旧対照表の添付等により、変更の内容を明確にすること

公益財団法人山形県産業技術振興機構  
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者役職・氏名  
電話番号

印

平成29年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金  
(量産化支援事業) 事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記事業について、事業を(中止・廃止)したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第3号及び平成29年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定により申請します。

記

- 1 中止(廃止)する事業名
- 2 理由
- 3 中止の期間(廃止の時期)

公益財団法人山形県産業技術振興機構  
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者役職・氏名  
電話番号

印

平成 29 年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金  
(量産化支援事業) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記事業について、補助事業が完了したので、平成 29 年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき提出いたします。

記

1 事業名称

2 添付書類

- ・事業実績書 (別紙 1)
- ・対象経費支出表 (別紙 2)

消費税額等確定報告書

年 月 日

公益財団法人山形県産業技術振興機構  
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者役職・氏名  
電話番号  
印

平成29年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金  
(量産化支援事業)に係る消費税及び地方消費税額の確定報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり消費税及び地方消費税額が確定したので、平成29年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により報告します。

記

- 1 補助金額 (補助金額の確定の通知を受けた額) 円
- 2 補助金額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額 円…①
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円…②
- 4 補助金返還相当額 (②-①) 円



公益財団法人山形県産業技術振興機構  
理事長 結 城 章 夫 殿

(補助事業者)  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者役職・氏名  
電話番号

印

平成 29 年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金  
(量産化支援事業) 財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた平成 29 年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金の補助事業として交付を受けた補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 種類・名称
- 3 取得年月日
- 4 所得価格及び時価
- 5 処分の理由
- 6 処分の方法